

ヤフー・ジャパン代金収納サービス利用規約／個人情報の取扱い（収集・保有・利用・提供）に関する同意条項一部改定のお知らせ

2017年11月26日をもってヤフー・ジャパン代金収納サービス利用規約／個人情報の取扱い（収集・保有・利用・提供）に関する同意条項を改定いたしますのでご案内いたします。規約及び同意条項の主な改定箇所は以下のとおりです。

■ヤフー・ジャパン代金収納サービス利用規約新旧対照表

改定前	改定後
<p>第7条（遅延損害金）</p> <p>(1) 請求金額のお支払いが遅れた場合は当該金額に対し、各お支払日の翌日からお支払い完了に至るまで、年14.6%で計算された遅延損害金をいただきます。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>第7条（遅延損害金）</p> <p>(1) 請求金額のお支払いを遅滞した場合は、当該金額に対し各お支払日の翌日から完済に至るまで、また、第9条（期限の利益の喪失）に該当した場合は、本サービス決済金額残債務の全額に対し期限の利益を喪失した日の翌日から完済に至るまで、年14.6%で計算された遅延損害金をいただきます。</p> <p>(2) (略)</p>
<p>第8条（支払額の充当方法）</p> <p>契約者からお支払いいただいた金額が、請求金額に満たない場合、当社が適当と認める順序、方法により充当することに異議のないものとします。</p>	<p>第8条（支払額の充当方法）</p> <p>契約者からお支払いいただいた金額が、<u>期限の到来した債務の全額</u>に満たない場合、当社が適当と認める順序、方法により充当することに異議のないものとします。</p>
<p>第9条（期限の利益喪失）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 以下のいずれかに該当する場合は、当社からの請求により、支払期限前でも、契約者には直ちに残債務の全額をお支払いいただきます。</p> <p>【1】 (略)</p> <p>【2】 契約者又は連帯保証人の信用状態が著しく悪化したとき。</p> <p>【3】 契約者が法人である場合、契約者の代表者が変更したとき。</p> <p>【4】 契約者が、第12条第2項の暴力団員等もしくは同条同項各号のいずれかに該当していることが判明したとき、又は、当社が同条同項に定める報告を求めたにもかかわらず、契約者から合理的な期間内に報告書が提出されないとき。</p>	<p>第9条（期限の利益の喪失）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 以下のいずれかに該当する場合は、当社からの請求により、支払期限前でも、契約者には直ちに残債務の全額をお支払いいただきます。</p> <p>【1】 (略)</p> <p>【2】 契約者又は連帯保証人の信用状態が著しく悪化したときと当社が判断したとき。</p> <p>【3】 契約者が法人である場合、<u>契約者が法人格を喪失したとき若しくは債務超過に陥ったとき</u>、又は契約者の代表者が変更したとき。</p> <p>【4】 契約者<u>又は連帯保証人が</u>、第12条第2項の暴力団員等もしくは同条同項各号のいずれかに該当していることが判明したとき、又は、当社が同条同項に定める報告を求めたにもかかわらず、契約者から合理的な期間内に報告書が提出されないとき。</p>

<p>第 10 条 (契約の解除・利用停止等)</p> <p>(1) 当社は契約者又は連帯保証人が以下のいずれかに該当した場合は、通知又は催告なく、本サービス契約を解除又は終了させていただきます。</p> <p>【1】～【3】 (略)</p> <p>【4】 第 9 条 (1) 【2】 【3】 【4】 又は第 9 条 (2) 【2】 【3】 のいずれかに該当したとき。</p> <p>【5】～【6】 (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	<p>第 10 条 (契約の解除・利用停止等)</p> <p>(1) 当社は契約者又は連帯保証人が以下のいずれかに該当した場合は、通知又は催告なく、本サービス契約を解除又は終了させていただきます。</p> <p>【1】～【3】 (略)</p> <p>【4】 第 9 条 (1) 【2】 【3】 【4】 又は第 9 条 (2) 【2】 【3】 【4】 のいずれかに該当したとき。</p> <p>【5】～【6】 (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p>
<p>第 11 条 (お届け事項の変更等)</p> <p>(1) 契約者又は連帯保証人には、住所、氏名、電話、メールアドレス、勤務先、取引担当者、金融機関口座等の本サービス利用申込時のお届け事項に変更があった場合、すみやかに当社所定の方法により変更の手続きをおとりいただきます。また、契約者には、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき当社に届け出た事項(実質的支配者、事業内容及び第 12 条第 3 項又は第 4 項に基づく PEPs 関係者の該当性等を含みます。)に変更があった場合にも、すみやかに当社所定の方法により変更の手続きをおとりいただきます。</p> <p>(2) 変更となった旨をご連絡いただけなかったために、当社が契約者又は連帯保証人にお届けする通知書等が未到着の場合でも通常通りに到着したとみなさせていただきます。但し、やむを得ない事情により (1) の変更手続きをおとりいただけなかった場合を除きます。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>第 11 条 (お届け事項の変更等)</p> <p>(1) 契約者又は連帯保証人には、住所、氏名、<u>電話番号</u>、メールアドレス、勤務先、取引担当者、<u>金融機関口座等のお届け事項</u>に変更があった場合、速やかに当社所定の方法により変更の手続きをおとりいただきます。また、契約者には、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき当社に届け出た事項(実質的支配者、事業内容及び第 12 条第 3 項又は第 4 項に基づく PEPs 関係者の該当性等を含みます。)に変更があった場合にも、すみやかに当社所定の方法により変更の手続きをおとりいただきます。</p> <p>(2) <u>当社が契約者又は連帯保証人から届出があった連絡先に請求書、通知書等を送付した場合は、それが未到着のときでも通常どおりに到着したものとみなします。</u>但し、やむを得ない事情により (1) の変更手続きをとれなかった場合を除きます。</p> <p>(3) (略)</p>
<p>第 12 条 (その他承諾事項)</p> <p>(1) 契約者及び連帯保証人は、その他以下の事項をあらかじめ承諾していただきます。</p> <p>(新設)</p> <p>【1】～【8】 (略)</p> <p>(2) 契約者は、契約者が現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準じる者(以下総称して「暴力団員等」という)に該当しないこと及び、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。なお、当社は、契約者が暴力団員等又は、次のいずれかに該</p>	<p>第 12 条 (その他承諾事項)</p> <p>(1) 契約者及び連帯保証人は、その他以下の事項をあらかじめ承諾していただきます。</p> <p>【1】 第 7 条 (遅延損害金) の遅延損害金は年 365 日(うるう年は年 366 日)の日割計算で行うこと。</p> <p>【2】～【9】 (略)</p> <p>(2) 契約者は、<u>契約者及び連帯保証人が</u>現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、<u>特殊知能暴力集団等、又はテロリスト等、日本政府、外国政府、国際機関等が経済制裁の対象として指定する者、</u>その他これらに準じる者(以下総称して「暴力団員等」という)に該当しないこと及び、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわ</p>

<p>当すると具体的に疑われる場合は、本サービスの利用を一時停止するとともに当該事項に関する報告を求めることができ、当社がその報告を求めた場合、契約者は当社に対し、合理的な期間内に報告書を提出しなければならないものとしします。</p> <p>【1】～【5】 (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p>	<p>たっても該当しないことを確約するものとしします。なお、当社は、<u>契約者又は連帯保証人が暴力団員等又は、次のいずれかに該当すると具体的に疑われる場合は、本サービスの利用を一時停止するとともに当該事項に関する報告を求めることができ、当社がその報告を求めた場合、契約者は当社に対し、合理的な期間内に報告書を提出しなければならないものとしします。</u></p> <p>【1】～【5】 (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p>
<p>第 16 条（本規約の変更等）</p> <p>当社は本規約の一部もしくは全てを変更する場合は、当社ホームページでの告知その他当社所定の方法により契約者にその内容をお知らせいたします。お知らせ後に契約者が本サービスをご利用された場合は、内容をご承認いただいたものとみなさせていただきます。</p>	<p>第 16 条（本規約の変更等）</p> <p>当社は本規約の一部<u>又は全て</u>を変更する場合は、当社ホームページでの告知その他当社所定の方法により契約者にその内容をお知らせいたします。お知らせ後に契約者が本サービスをご利用された場合<u>又はお知らせ後 1 ヶ月の経過をもって、内容をご承認いただいたものとみなします。</u></p>

【下線部は改定部分を示します。】

■ 個人情報の取扱い（収集・保有・利用・提供）に関する同意条項

<p>第 1 条（個人情報の収集・保有・利用、預託）</p> <p>(1) 会員は、今回のお申込みを含む株式会社クレディセゾン（以下「当社」という）との各種取引（以下「各取引」という）の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」という）を当社所定の保護措置を講じた上で収集・利用することに同意します。</p> <p>【1】各取引所定の申込書に会員が記載した会員の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、Eメールアドレス、職業、勤務先、家族構成、住居状況及び申込書以外で会員が当社に届出た事項</p> <p>【2】 (略)</p> <p>【3】各取引に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況</p> <p>【4】<u>各取引に関する申込み及び支払途上における会員の支払能力を調査するため、会員が申告した会員の資産、負債、収入、支出、当社が収集したクレジット利用履歴及び過去の債務の返済状況</u></p> <p>【5】各取引において会員からの問合せにより当社が知</p>	<p>第 1 条（個人情報の収集・保有・利用、預託）</p> <p>(1) 会員は、今回のお申込みを含む株式会社クレディセゾン（以下「当社」という）との各種取引（以下「各取引」という）の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」という）を当社所定の保護措置を講じた上で収集・<u>保有</u>・利用することに同意します。</p> <p>【1】各取引所定の申込時若しくは各取引において、<u>会員が申込書に記載し、若しくは当社所定の方法により届出た会員の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、Eメールアドレス、職業、勤務先、家族構成、住居状況等の事項</u></p> <p>【2】 (略)</p> <p>【3】各取引に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況、<u>その他客観的事実に基づく情報</u></p> <p>【4】<u>会員が申告した資産、負債、収入等、個人の経済状況に関する情報</u></p> <p>【5】<u>会員の来店、問い合わせ等により当社が知り得た</u></p>
--	--

<p>り得た情報（通話情報を含む）</p> <p>【6】 (略)</p> <p>【7】各取引の規約等に基づき当社が住民票を取得した場合には、その際に収集した情報</p> <p>【8】～【9】 (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>情報（映像・通話情報を含む）</p> <p>【6】 (略)</p> <p>【7】各取引の規約等に基づき当社が住民票の写し等<u>公的機関が発行する書類を取得した場合には、その際に収集した情報（公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき、【1】～【3】のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります。）</u></p> <p>【8】～【9】 (略)</p> <p>(2) (略)</p>
<p>第2条（営業活動等の目的での個人情報の利用）</p> <p>(1) 会員は、第1条（1）に定める利用目的のほか、当社が下記の目的のために第1条（1）【1】【2】の個人情報を利用することに同意します。</p> <p>【1】～【3】 (略)</p> <p>(2) 会員は、前項の利用について、中止の申出ができます。但し、各取引の規約等に基づき当社が送付する請求書等に記載される営業案内及びその同封物は除きます。</p>	<p>第2条（営業活動等の目的での個人情報の利用）</p> <p>(1) 会員は、第1条（1）に定める利用目的のほか、当社が下記の目的のために第1条（1）【1】【2】<u>【3】</u>の個人情報を利用することに同意します。</p> <p>【1】～【3】 (略)</p> <p>(2) 会員は、前項【1】【2】の利用について、中止の申出ができます。但し、各取引の規約等に基づき当社が送付する請求書等に記載される営業案内及びその同封物は除きます。</p>
<p>第3条（個人信用情報機関への登録・利用）</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3)加盟個人信用情報機関の名称、住所、問合せ電話番号、登録情報、及び登録期間は下記のとおりです。</p> <p>(株)シー・アイ・シー（CIC）</p> <p>〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストビル15階</p> <p>TEL 0570-666-414</p> <p>ホームページ http://www.cic.co.jp/</p> <p>登録情報 氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報、契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名及びその数量／回数／期間、支払回数等契約内容に関する情報、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報</p> <p>登録期間 ①本契約に係る申込みをした事実は当社が(株)シー・アイ・シーに照会した日から6ヶ月間</p> <p>②本契約に係る客観的な取引事実は契約期間中及び契約終了後5年間</p> <p>③債務の支払いを延滞した事実は契約期間中及び契約終了後5年間</p>	<p>第3条（個人信用情報機関への登録・利用）</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3)加盟個人信用情報機関の名称、住所、問い合わせ電話番号、登録情報、及び登録期間は下記のとおりです。</p> <p>(株)シー・アイ・シー（CIC）<u>（割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関）</u></p> <p>〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストビル15階</p> <p>TEL 0570-666-414</p> <p>ホームページ http://www.cic.co.jp/</p> <p>登録情報 氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報、契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名及びその数量／回数／期間、支払回数等契約内容に関する情報、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報</p> <p>登録期間 ①本契約に係る申込みをした事実は当社が(株)シー・アイ・シーに照会した日から6ヶ月間</p> <p>②本契約に係る客観的な取引事実は契約期間中及び契約終了後<u>5年以内</u></p> <p>③債務の支払いを延滞した事実は契約期間中及び契約終了後<u>5年以内</u></p>

<p>※(株)シー・アイ・シー（CIC）の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。 (株)日本信用情報機構（JICC）</p> <p>〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町 41-1 TEL 0570-055-955 ホームページアドレス http://www.jicc.co.jp/</p> <p>登録情報 本人を特定するための情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等）、契約内容に関する情報（契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、商品名及びその数量等、支払回数等）、返済状況に関する情報（入金日、入金予定日、残高金額、年間請求予定額、完済日、延滞等）、取引事実に関する情報（債権回収、債務整理、強制解約、破産申立、債権譲渡等）</p> <p>登録期間 ①本契約にかかる申込みをした事実は、申込日から6ヶ月を超えない期間 ②本人を特定するための情報は、契約内容、返済状況又は取引事実に関する情報のいずれかが登録されている期間 ③契約内容及び返済状況に関する情報は、契約継続中及び完済日から5年を超えない期間 ④取引事実に関する情報は、当該事実の発生日から5年を超えない期間 ⑤延滞情報は延滞継続中、延滞解消及び債権譲渡の事実に係る情報は、当該事実の発生日から1年を超えない期間</p> <p>(4) (略)</p>	<p>※(株)シー・アイ・シー（CIC）の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。 (株)日本信用情報機構（JICC）<u>（貸金業法に基づく指定信用情報機関）</u></p> <p>〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町 41-1 TEL 0570-055-955 ホームページアドレス http://www.jicc.co.jp/</p> <p>登録情報 本人を特定するための情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等）、契約内容に関する情報（契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、<u>保証額</u>、商品名及びその数量等、支払回数等）、返済状況に関する情報（入金日、入金予定日、残高金額、年間請求予定額、完済日、延滞、<u>延滞解消</u>等）、取引事実に関する情報（債権回収、債務整理、<u>保証履行</u>、強制解約、破産申立、債権譲渡等）</p> <p>登録期間 ①本契約にかかる申込みをした事実は、<u>当社が(株)日本信用情報機構に照会した日から6ヶ月以内</u> ②本人を特定するための情報は、<u>契約内容に関する情報等</u>が登録されている期間 ③契約内容及び返済状況に関する情報は、契約継続中及び<u>契約終了後5年以内</u> ④取引事実に関する情報は、<u>契約継続中及び契約終了後5年以内（ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内）</u> ⑤（削除）</p> <p>(4) (略)</p>
<p>第5条（本同意条項に不同意の場合） 当社は会員が各取引のお申込みに必要な記載事項（各取引の申込書で会員が記載すべき事項）の記載をされない場合及び本同意条項の全部又は一部を承認できない場合、各取引のお申込みに対する承諾をしないことがあります。但し、第2条（1）に同意しないことを理由に承諾をしないことはありません。</p>	<p>第5条（本同意条項に不同意の場合） 当社は会員が各取引のお申込みに必要な記載事項（各取引の申込書で会員が記載すべき事項）の記載をされない場合及び本同意条項の全部又は一部を承認できない場合、各取引のお申込みを<u>お断りしたり、各取引を終了させる</u>ことがあります。但し、第2条（1）【1】【2】に同意しないことを理由に<u>各取引のお申込みをお断りしたり、各取引を終了させる</u>ことはありません。</p>
<p>第7条（各取引の契約が不成立の場合） (1) (略) (新設)</p>	<p>第7条（<u>契約の不成立時及び終了後の個人情報の利用</u>） (1) (略) (2) <u>各取引が終了した場合であっても、第1条（1）に基</u></p>

<p>(2) 前項【2】は、加盟個人信用情報機関及び提携個人信用情報機関の加盟会員により、会員の支払能力に関する調査のために利用されます。</p>	<p><u>つき当社が取得した個人情報、前項【1】に定める目的及び開示請求等に必要な範囲で、法令等又は当社所定の期間保有し、利用します。</u></p> <p>(3) (1)【2】は、加盟個人信用情報機関及び提携個人信用情報機関の加盟会員により、会員の支払能力に関する調査のために利用されます。</p>
---	---

【下線部は改定部分を示します。】

Copyright © CREDIT SAISON CO., LTD. All Rights Reserved.